

(1) がん診療連携拠点病院加算の施設基準

がん診療の拠点となる病院として必要な体制を有しているものであること。

(2) がん診療連携拠点病院加算注1ただし書に規定する施設基準

がん診療の拠点となる病院として必要な体制を一部有しているものであること。

(3) 小児がん拠点病院加算の施設基準

小児がんの診療の拠点となる病院として必要な体制を有しているものであること。

(4) がん拠点病院加算の注2に規定する施設基準

ゲノム情報を用いたがん医療を提供する拠点病院であること。

二十七の二 リハビリテーション・栄養・口腔<sup>くわう</sup>連携体制加算の施設基準

(1) リハビリテーション・栄養・口腔<sup>くわう</sup>連携体制加算1の施設基準

イ 当該病棟に入院中の患者に対して、ADL等の維持、向上及び栄養管理等に資する十分な体制が整備されていること。

ロ 当該病棟に専従の常勤の理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士が二名以上配置されている

こと、又は当該病棟に専従の常勤の理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士が一名以上配置されており、かつ、当該病棟に専任の常勤の理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士が一名以上配置されていること。

ハ 当該病棟に専任の常勤の管理栄養士が一名以上配置されていること。

ニ 口腔<sup>くわう</sup>管理を行うにつき必要な体制が整備されていること。

(2) リハビリテーション・栄養・口腔<sup>くわう</sup>連携体制加算2の施設基準

イ 当該病棟に入院中の患者に対して、ADL等の維持、向上及び栄養管理等に資する必要な体制が整備されていること。

ロ (1)のロからニまでを満たすこと。

二十八 栄養サポートチーム加算の施設基準等

(1) 栄養サポートチーム加算の施設基準

イ 栄養管理に係る診療を行うにつき十分な体制が整備されていること。

ロ 当該加算の対象患者について栄養治療実施計画を作成するとともに、当該患者に対して当該計画